

三年喪の服喪期間に就いて

著者	竹倉 二郎
雑誌名	漢文學會々報
巻	3
ページ	19-29
発行年	1935-03-15
URL	http://doi.org/10.15068/00146667

三年喪の服喪期間に就いて

竹 倉 一 郎

(一)

三年喪期に關する問題は鄭玄、王肅二説の對立を見る資料の一である。鄭玄は二十七月説をなし、王肅は二十五月説をなしてゐる。兩者の説の分歧點は儀禮士虞禮記に

朞而小祥、曰薦此常事、又朞而大祥、曰薦此祥事、中月而禫、是月也、吉祭未配、

とある「中月」の解釋に存すると云はれてゐる、禮記問傳に、

朞而小祥、食菜果、又朞而大祥、有醯醢、中月而禫、禫而飲醴酒、

とあり、又

朞而小祥、居亞室小寢有席、又朞而大祥、居復寢、中月而禫、禫而牀、

とあり、更に又、

朞而小祥、練冠縹絲、要絰不除、……、又朞而大祥、素縞麻衣、中月而禫、禫而纈無不佩、

とあるは、共に上の士虞禮記の文に聯關する記事であり、此の「中月」も亦全く同じ意である。鄭玄は儀禮の「中月」を

以て「間月」と解し、

中猶間也、禫祭名、與大祥間一月、但喪至此凡二十七月、禫之言澹、澹然平安之意也、……

と、禫が大祥二十五日より一月を隔て、二十七月に行はれると見、王肅は、

王肅曰、中月爲月中、(通典卷八十七)

と「中月」を「月中」と解し、大祥と同月即ち二十五月に行はれると見たのである。而して兩者は何れも禫祭を行ひ然る後始めて喪が畢ると見たるが故に、此處に自ら喪期に關する二十七月説並に二十五月説がなされるに至つたのである。斯かる見地に立つて禮記に見える、

孔子既祥、五日彈琴、而不成聲、十日而成笙歌、(檀弓上)

魯人有朝祥而暮歌者、……夫子曰、又多乎哉、踰月則善也、(同上)

孟獻子禫、縣而不樂、比御而不入、子曰、獻子加於人一等矣、(同上)

有子蓋既祥、而絲屨組纒、(同上)

祥而縞、是月禫、徙月樂、(同上)

祥之日鼓素琴、告民有終也、(喪服四制)

祥而外無哭者、禫而內無哭者、樂作矣故也、(喪服大記)

等、些少の相異が存し、夫々問題になるのであるが、要するに祥の近日に樂が作ること、並にそれに類する事實を示す記事を解して、王肅は禫祭が大祥と同月に行はれる故であると云ひ、鄭玄は此の樂は省樂であり、正樂は二十七月禫祭の後に作ることを暗示するものであると云つて、夫々の説の證據となして、論駁してゐるのである。その詳細に就いては、禮記檀弓上の孔穎達正義、通典卷八十七、魏書禮志、宋書禮書、並に禮記各文の鄭注に就いて見ることが出来る。

以上は鄭王二説の概略である。以下これに就いて些か吟味して見ようと思ふ。鄭王二説は上述の如く、何れも喪期と禫とを不離のものとして論じ、その説をなしてゐるのであるが、先づ禫月に關して考察しよう。

(二)

禫月を考察するに當り、先づ士虞禮記に於ける「中月」の解釋に就いて見るに、王肅が「月中」と解するは「中國」「中

「谷」を「國中」「谷中」と解する例が詩經その他に屢々存在する、これに對し鄭玄が「間月」と解するは禮記學記に、
比年入學、中年考校、
とあり、同じく喪服小記に、

妾耐於妾祖姑、亡則中一以上而耐、耐必以昭穆、

とあるのがその例として擧げられてゐる。喪服小記の文は、昭穆の關係を述べてゐるのである故、明かに「中一」は「間一」と解すべきであり、又、學記は此の文に次いで、一年、三年、五年、七年、九年の學問の階程を示してゐる故、此の「中年」は當然「間年」と解すべく、鄭玄が兩文の注に「中猶間也」としてゐるのは極めて至當である。既に學記の「中年」を「間年」と解するならば、士虞禮記の「中月」を鄭玄の如く「間月」と解するは極めて適切であり、王肅の解釋は妥當でない。即ち、士虞禮記の記事は鄭玄に從つて「二十七月禫」を示すものと見るべきであらう。

又、禮記雜記下を見るに、

期之喪、十一月而練、十三月而祥、十五月而禫、

とある。此の文は期喪に就いて述べてゐるのであるが、此の「十三月而祥」は三年喪に於ける「二十五月大祥」に相當し禫はそれより一月を隔て、十五月に行はれるとある點より見て、當然三年喪に於ても亦、大祥より一月を隔て、二十七月に禫が行はれると見なければならぬ。

更に、二十七月禫説は決して鄭玄に始まつたものでなく、戴德喪服變除には、

二十五月大祥、二十七月禫、
(禮記檀弓上) 孔疏引)

とあり、白虎通喪服篇にも、

二十七月禫、

と見えてゐる。又、公羊傳閔公二年の何休注は、士虞禮記の文を掲げて「是月」を解し、

是月者、二十七月也、

とし、鄭玄と全く同じ解釋をなしてゐる。何休は鄭玄と畧々相前後する頃の人であるが、戴徳及び班固は共に鄭玄以前の人で、特に白虎通の記事は以て東漢初期（章帝時代）に於ける多くの學者に依つて支持され主張されたる學說並に禮制の然りしことを知り得るのである。

以上に依つて禪が二十七月に行はるべきであると云ふことは、畧々動かすを得ない説であると思ふ。唯々此處で問題になるのは禮記檀弓上に、

祥而縞、是月禪、徒月樂、

とある文の解釋である。此の文のみに就いて見れば、此の「是月」は上の「祥」の月を指すと解するを得、王肅並にこれを支持する學者は斯く解することに依つて、先に掲げたる祥の近日に樂が起る記事と共に同月禪説の根據としてゐるのである。併しながら鄭玄は鄭志に於て此の文を解し、

鄭答趙商云、祥謂大祥二十五日、是月禪、二十七日、非謂上祥之月、（魏晉統志引）

と論じて、反つて二十七月禪の證據としてゐる。再び檀弓の文に就いて見るに、此の文は士虞禮記の文と相類する記述であり、恐らくこれに關聯して述べられた記事ではなからうかと推定されるのである。斯く見れば、此の文も亦寧ろ鄭玄の如く解するのが正當なりと云ふことが出來よう。孔穎達は、

謂大祥者縞冠是月禪、謂是此禪月而禪、二者各自爲義、事不相干、（撰弓上正義）

と解し、又、皮錫瑞は、

錫瑞案、鄭解祥禪、本戴徳喪服變除云、是月禪非上祥月、精絜不易、王肅誤讀禮記、遂生異義、

と論じてゐる。蓋し共に妥當な見解と云ふべきであらう。然らば此の文も亦王肅説の根據とはならず、反つて祥禪異月なることを示し、上に述べた諸事項と共に愈々鄭玄の二十七月禪説は動かし難いものであると思ふ。

(三)

以上述べた所に依つて禫祭が二十七月に行はれると云ふことは、畧々正禮として認むべきであると思ふが、然らばこれに依つて喪期を鄭玄の如く二十七月と見ることが可能であるかと云ふに、此の點に至ると王肅の二十五月説には牢固たる根據が存在し、喪期を二十七月と見ることが出来ない。

荀子禮論篇及び禮記三年間には、

三年之喪二十五月而畢、

とあり、公羊閔公二年傳には、

三年之喪、實以二十五月、

とあり、

所以必二十五月者、取期再期、思信漸三年也……

と説明してゐる。又、孝經緯援神契には、

喪不過三年、以期增倍、五五二十五、示民有終緣絕情、

とあり、白虎通喪服篇は公羊傳の文に依り、二十五月にして喪の終ることを指摘し、更に後漢書陳忠傳に掲げられてゐる陳忠の上疏文の内にも、

先聖緣人情、而著其節、制服二十五月、

と見えてゐる。これ等の諸文献は何れも二十五月にして喪の終ることを明示して居り、少くも周末より後漢に至る迄の禮制としては二十五月が喪期の正禮なりと見なければならぬ。又古文孝經喪親章の孔安國傳には、

三年之喪、實以二十五月、

とあり、書經太甲篇の「惟三祀、十有二月朔」なる文に對する孔安國傳に、

湯以元年十一月朔、至此二十六日、三年服闋、

と見え、共に三年喪期を以て二十五日としてゐる。孝經及び書經の孔安國傳は何れも後世の作と思はれ、特に書經太甲篇は僞作であり、その孔傳も亦信憑し難いが、兎に角これ等孔傳の作者は二十五日を以て喪期の正禮と見てゐたと云ふことは明かである。

更に禮記喪服小記には、

再期之喪三年也、期之喪二年也、……期而祭禮、期而除喪道也、

とあり、再期喪の原則として期を以て喪を除かねばならぬと述べ、これ又二十五日を以て喪期とすべきことを示してゐる。

又、禮記玉制を見るに、

父母之喪、三年不從政、

とあり、同じく雜記下には、

三年之喪、祥而從政、

とある。此の兩文を併せ考ふれば、三年喪は二十五日大祥と共に明けることを知り得るのである。

又、論語陽貨篇に、

宰我問、三年之喪、期已久矣、君子三年不爲禮、禮必壞、三年不爲樂、樂必崩、……

とある宰我の質問よりすれば、兎に角三年喪期の間には音樂の存在せざることを知り得るのであるが、禮記に祥の近日に音樂が作る記事の存在する事實は、たとひそれが省樂であるにもせよ、樂が存在する以上、これを以てしても喪が大祥と共に終るべきことを知り得、特に喪服四制に、

祥之日鼓素琴、告民有終也、

とあるは極めて明かにこれを示すものである。

尙、春秋に就いて見るに文公二年冬の經文に、

公子遂如齊納幣、

とあるに對し、左傳は「禮也」と解してゐる。その意は文公の父である僖公が薨じたのは、僖公三十三年の經文に、

十有二月、公至自齊、乙巳薨于小寝、

と、十二月乙巳となつてゐるが、十二月には乙巳の日なく、それは十一月十四日に相當する。故に此の十有二月は十有一月の誤で、隨つて文公二年十二月に至つて二十六となり、既に喪が明けてゐる故、納幣を以て禮なりと解したので、經傳共に納幣の月を云はざるも、その十二月なること明かである。以上は杜預の解釋であるが、これに依れば左傳も亦二十五月を以て喪期としてゐることを知り得るのである。公羊傳に於ては文公二年の經文に對し、一般に納幣は書せざるに此處にこれを書するは譏を示せるなりと云ひ、左傳に反して此の事件を「非禮」と見てゐる。これに對し公羊傳は、

……何譏爾、譏喪娶、娶三年之外、則何乎喪娶、三年之内、不圖婚、

と説明してゐる。此の意は何休注に、

僖公以十二月薨、至此未滿二十五月、又禮先納采問名納吉及納幣、此四者在三年之内、故云爾、

とある如くであらう。此の場合に於ける實際の娶逆は文公四年にあつて、明かに喪娶とは云へぬのであるが、公羊傳は僖公の薨月を十二月と見た爲に文公二年十二月に至つて二十五月に滿たず、未だ喪が明けざるに納幣をなすは三年の内に婚を圖ることになる故、非禮として譏つたと云ふのである。此の解釋に依れば、その義に於ては左傳と異なる所があり、又此の公羊傳の文のみにては果して公羊傳に於ける喪期が二十五月なるか、或は又二十七月なるか明かならざるも、何休注並に前に掲げた閔公二年公羊傳の文に徴して、公羊傳も亦喪期を二十五月としてゐることを知り得るのである。穀梁傳には説明なきも、文公二年の經文に對する范甯注には、

喪制未畢而納幣、書非禮也、

と見え、公羊傳及び何休注と同様に解してゐるもの、如く思はれる。

以上に示せる如く、古代の文献並に諸家の説は何れも二十五月を以て喪期とし、大祥と共に喪が終ると見てゐることを知り得るのである。これに對し二十七月なることを明示してゐるものは、全く存在しない。鄭玄が喪服を二十七月とするは、二十七月禫を喪期に加へたる爲に生じ來つた説と見ざるを得ないのである。

〔註〕僖公の薨月に就いては、杜預説を不可とし、乙巳を己巳の誤ならんと見てゐるものもある。然るときは文公二年十二月に至つて二十五月に満たず、喪は未だ畢らぬ故、左傳が納幣を以て「禮也」としてゐるのは怪しむべきである。故に恐らく杜預の示す如く、僖公の薨月は十一月乙巳で、少くも左傳はさう見たのであらうと思はれる。唯々左氏會箋は十二月説を採り、文公元年に閏月の存在する事實に依つて、これを數に加へれば、二十五月となる故差支ない論じてゐる。併し、白虎通喪服篇を見るに、

三年喪不以閏月數何、以言其期也、期者復其時也、大功巴下月數、故以閏月除、

とある。三年喪が再期喪である性質上、此の説は至當と云ふべく、これに依れば會箋の説には隨ひ難い。併し何れにしても左傳が喪期を以て二十五月と見てゐたことには變りがない。今しばらく杜預の説に隨つておく。

(四)

以上述べし所に依り、自分は喪期に關する限り王肅の二十五月説、又これに附隨する禫月に就いては、鄭玄の二十七月説は、夫々確たる根據を有し周末秦漢の禮説並に禮制として信憑すべきであると思ふ。斯くの如く、喪期は二十五月であり、禫月は二十七月であるのが、夫々正禮であるとすれば、必然的に禫は喪期以外に置かるべきものではないかと云ふ想定がなされるのである。上に掲げた喪服四制、王制及び雜記の文、並に諸多の文献に二十五月大祥と共に喪が終ることを示してゐるのは最も雄辯にこれを立證するものである。既に大祥と共に喪が明けるとするならば、たとへ王肅の同月禫説を採るも猶禫を以て喪期に入れることは出来ない。顧炎武は日知錄卷五に於て、三年喪に關して論究してゐるが、氏は喪期に關しては王肅の二十五月説を以て古正禮に合するとし、禫月に關しては、鄭玄の二十七月説を認むると共に檀弓上の

「祥而縞是月禫」なる文に對する王肅の解釋に基いて同月禫説をも認めてゐる。併し氏はその立場に於てしても猶、禫は本來的には除服の後にあるべきことを指摘してゐる。即ち、

古人以祥爲喪之終、中月而禫、則在除服之後、故喪服四制言、祥之日鼓素琴、示民有終也、……（日知錄卷五）
三年之喪）

と論じてゐるのがこれである。
況んや、檀弓上の文は既に述べし如く寧ろ鄭玄の如く解するのが妥當であり、且つ二十七月禫は多くの根據よりして周秦漢の禮説禮制として正禮と認むべきであるとすれば、此の關係は一層明かた、禫は本來的には除服の後でありと見なければならぬ。白虎通喪服篇並びに公羊傳の何休注が一面に於て二十五の喪期を明記し、他面に於て禫月を二十七月としてゐるのは、何れも正禮を示したものであると同時に、恐らく班固や何休に於ては、禫を除服の後即ち喪期以外に見てゐたことを暗示するものではないかと思はれる。

又、禮記喪服小記に、

爲父母妻長子禫、

とあるに依れば、禫は至親喪に於て行はれるものであることを知るのであるが、通典卷八十七に掲げられてゐる鄭學之徒の説の内には、

爲君無禫、

と指摘してゐる。これに依れば、禫は至親喪に於てのみ存在する祭で同じ三年喪でも君喪に於ては存在しないのである。然るに荀子禮論篇を見るに、

彼君（子）者固有爲民父母之說焉、父能生之、不能養之、母能食之、不能教誨之、君者已能食之矣、又善教誨之者也、三年畢乎矣也、……君曲備之者也、三年畢乎哉……、以三年事之、猶未足也直、無由進之耳、

と、君喪に就いて論じてゐる。即ち、君主は父母兩者の恩を兼備するもの故、その喪は三年以上であるべきであるが、そ

れ以上進めるを得ぬので、父母に準じて三年を行ふのであると云ふのである。韓詩外傳卷六、尙書大傳(大序禮部四)等にも畧々これに類したことが述べられてゐる。此の論に依れば君喪になき禫祭を以て喪期の内に入れることは出来ない譯で、禫を喪期以外に置くべき一證になり得ると思ふ。

以上の見地よりして禫の性質を考察するに、恐らく禫は至親喪に於て喪期が終つた後に、遺族が死者を追憶する爲に行はれる祭で、喪に聯關するものではあるが、既に喪の性質を失ひ、喪期の内に加ふべからざるものではないかと考へられるのである。唯々喪は二十五月大祥と共に畢り舊に復するのであるが、直に完全に復することは情として忍びず、徐々にこれを復し、至親喪に於ては禫祭を限度として畧々完全に常態に戻つたので、此處に於て本考の始めに掲げた禮記問傳の如き記事が生じたものと思はれるが、喪それ自體は何處までも本來大祥二十五月と共に終るのであり、隨つて禫祭は喪期以外におくべきであらうと思ふ。

然るに鄭玄、王肅は何れも禫を以て「除喪之祭」(註)とし、喪期に加へたる爲に、鄭玄は二十七月禫を示す禮文並に先人の禮説に依つて喪期を二十七月に繰下げて二十七月喪期説をなし、王肅は二十五月にして喪が畢ると云ふ信據すべき古文獻並に先人の禮説に依つて禫を二十五月に繰上げて同月禫説をなすに至つたので、兩者は共にその出發點に於て缺陷が存するのではないかと考へられるのである。併しこれに就いては更に禫の性質に就いて究明しなければならぬのであるが、今は單なる想定に止める。

之を要するに自分は喪期に關する限り王肅の二十五月説を採り、喪は二十五月大祥と共に畢ると見、これに附隨する禫月に就いては鄭玄の二十七月説を至當とし、隨つて禫は喪期より除くべきであらうと云ふ想定をなすのである。斯く考へれば禮記檀弓その他に見える祥の近日に樂が作ること並にそれに類することを示す記事が畧々解釋され得る様に思はれるのである。

尙、鄭王二説は歷代制度制定に當つて常に論議され、又古來多くの學者に依つて論じられた所で、それ等に就いても一

言するを要するのであるが、前者に就いては魏書禮志、宋書禮書等に就いて、その間の消息を見るを得、又後者に就いては杜佑通典卷八十七、杭世駿續禮記集說卷十二檀弓上、卷九十五間傳三年間等に集められてをり、又日知錄卷五その他個人の研究に依つて見ることが出来る故、之を省畧する。以上甚だ概畧であるが三年喪期に關する考察を終ることとする。

〔註〕許慎說文解字示部禫字には、

禫除服祭也、从示覃聲、

とあり、禫を以て、除服の祭と見てゐる。之を許慎自身の手に係るものとすれば鄭玄、王肅の禫に關する見解はこれに依つたものであらうと見ることが出来る。併し、段玉裁說文解字注は、儀禮士虞禮記の文の鄭注に「古文禫或爲導」とあるを擧げ、許慎に於ては當に「導」字に依りたるべく、隨つて說文に於ける「禫」字は後人の増益に係るを論じてゐる。これに依れば、上の説明も亦、許慎自身のものでなく後人の手に成り、寧ろ鄭玄、王肅以下の「禫」に關する見解に基いたものと見るべきであらう。